# 音仮名と訓仮名を交えた表記

万葉集仮名書き歌巻と和歌木簡資料を中心に

#### 八木京子

## はじめに 文字テキストにみる音訓交用表記

れるといった表記体のことである。れ、またそれに付属する「てにをは」などの「辞」が、字音仮名で書かとが少なくない。即ち、字訓文字で、名詞・動詞などの自立語が表記さ用と我々が用いる場合、今で言うところの漢字仮名交り文を意味するこまず、「音訓交用」という用語について確認したい。一般に音訓の交まず、「音訓交用」という用語について確認したい。一般に音訓の交

ことが注意される。仮名文の成立を展望して次のように述べている仮名交り文の成立」が、仮名文の成立を展望して次のように述べているひとつの文における音訓の交用を問題にする場合、沖森卓也氏「万葉

万葉集に見られる万葉仮名交り文、また平安朝のいわゆる仮名文まで体表記の諸巻に多く見える漢字万葉仮名交り文である。(傍点引者)が交用表記されるようになったのであるが、これが万葉集の表意主記号内容主体表記から訓仮名が生じ、次いで訓字主体表記に音仮名

「音仮名と訓仮名の交用」として扱うことを確認しておきたい。の場その場で使い分けられているというのが実態に即した理解であろう。の語のもつ術語としての有効性を問うことは難しい。論者によって、その語のもつ術語としての有効性を問うことは難しい。論者によって、その語のもの後の上代表記」の各論では、「音訓交用」の語を一単語内の音歌集とその後の上代表記」の各論では、「音訓交用」の語を一単語内の音歌集とその後の上代表記」の各論では、「音訓交用について」「人麻呂

を射程に据えた論において、その用語は有効に機能している

に排他し合う関係にあることを導き出した。で万葉集の交用例を指摘し、その結果、「訓仮名」と「音仮名」は互いて」の論に言及がある。橋本氏は、単語内の訓仮名の位置を調べること音仮名と訓仮名の交用については、夙に橋本四郎氏「訓仮名をめぐっ

節を単位として見た場合、すべての条件を排した全く無秩序な格が、両用を本質的に拒むからであろうが、(中略)かりに文音仮名と訓仮名の両用が避けられるのは、仮名という共通の性

1

〇・六〇六の注その他)、極めて少ない。(傍点引者)混用は、すでに説かれたように (澤瀉久孝『万葉集注釈』一六

ではない。められる場合など を除外すれば、万葉集のなかに多く見られるものめられる場合など を除外すれば、万葉集のなかに多く見られるもの「語」や「分節」の切れ目を示している場合や、「意味」による配慮が認 氏が述べるように音訓仮名の混用は、特別な理由 即ち、訓仮名が

が出来る。(傍点引者)の方法も、右の目的を実現させるための一環として捉えることの方法も、右の目的を実現させるための一環として捉えることさまざまの工夫が施されている。音仮名に訓仮名を混じえる際古事記の表記は、本文の読解を容易かつ確実ならしめるために、

混用がなされているわけではない。な方法として音仮名と訓仮名が交えられているのであり、全く無秩序な山口佳紀氏が述べるとおり、古事記においても、「読む」ための特別

は、書記の方法としての確たる理由が存在する例に限られ、それ以外のいずれにしても、音仮名と訓仮名が文字テキスト上で交用される場合

しかし、

敢えて誤解のないように述べるならば、文字テキストにおけ

であった。 混用は見られないという一貫した姿勢が以上の諸論から知られるところ

### 「訓仮名」の生成に関する再検討一 上代文字資料の訓仮名

に興味深い様相を呈している。 に興味深い様相を呈している。 もには、それぞれ書記機能上の特別な理由をもつと考えるのが現在の一きには、それぞれ書記機能上の特別な理由をうだ。 たいし、近時、発見が続く文字資料の音訓交用のな がには、明らかな理由を窺えない事例が少なからず見られ注意を要する。 がには、明らかな理由を窺えない事例が少なからず見られ注意を要する。 がには、それぞれ書記機能上の特別な理由をもつと考えるのが現在の一

段階にきている。 段階にきている。 のは、書記者の側に立った自由な表記の実態がいま改めて問われるべきられ、書記者の側に立った自由な表記の実態ができる。これらの文字資料からは、和歌資料である難波津の歌や、荷札に書かれた物産名など本簡からは、和歌資料である難波津の歌や、荷札に書かれた物産名など本質があるが、日間有名詞」だけでなく、ここ数年、発掘が相次ぐ地名・人名などの「固有名詞」だけでなく、ここ数年、発掘が相次ぐ

交用原則について、それを正面から否定し去るものではない。であり、先に見たような「テキスト」から帰納的に導き出された音訓の集・古事記の音訓交用とは、もちろん本来的に区別して考えるべき資料ここに取り上げる文字資料は、整えられた文字テキストである万葉

2

記体すべてを篩にかけているに過ぎないのではないか。 ばかり基準が求められてしまうことには、ある意味で、既に「規範」 見られる体系だった用字法は、特別な識字層 かで、万葉集や記紀の一字一音書きや、 とは論を俟たない。常に「仮名書き」という書記形式が、数の論理のな 圏」として一括りにされるべき層 て、そこにありえたと考えざるを得ないものである。 万葉集や古事記に る用字の「水準」とは、 |規範||として自明のものに据え、ただ盲目的に「仮名書き」という書 合理的に整えられた文字用法の頂点として初め においての「水準」でしかないこ 紙に残された数葉の文書資料に 知識階級による「用字 を

らば、それはまったくの論理の転倒でしかない。問題の核心は、「無秩 とのできない表記 自由な文字用法の実態そのものにある。 原則から外れる「無秩序」な表記ということで片づけてしまうとしたな なもの謂いではないであろう いまここで問わなければならないのは、このような「規範」 を「無秩序」と感じもしなかったであろう、「仮名」文字に対する それは規範以前の、と言い換えても、もはや性急 、にこそあるのであって、それが一般 で捌くこ

橋本氏はその成立、定着を次のように想定する。(9) どのようなものであったのかという点であろう。「訓仮名」について、 のは、従来より定義づけられてきた、「音仮名」「訓仮名」の基準とは、 ここまで述べてきたところで、まずもって確かめて置かねばならない

万葉仮名の名称で一括される文字群の中に、 たのが訓仮名である。 であるとすれば、 である。 [仮名と、 字形に伴われた意義表象喚起力を放擲したのが音仮名 訓を利用する訓仮名の存在することは、 これを字形 語音の両面から二重に切り離し 漢字音を借用する 周知の事実

> また、 津之地直一氏は次のようにも言う。

に使用されているのである (傍点引者)。 のであり、 表記は表音文字としての用法中では、音仮名より後れて発達したも 過程を意識の上に持つ用字法と言わなければならない。 いった二重三重の過程があり、音仮名の使用に比してかなり複雑な はその訓の持つ意味を切り捨てて、同一音声を持つ他語に当てると 字からまず音を切り捨て、次に国語読みである訓を置き変え、 るものであって、その使用過程(思考過程でもある)には、 葉である)を借りて、 音ではなく、 訓仮名とは、 かつその使用は例歌でもわかる通り、 その訓(原初的に考えれば、 漢字を表音文字として使用する中にあって、 その音声と同音声である他語の表示に使用す 漢語に対する国語訳の言 正訓の中で補助的 従ってこの 原漢字の その漢 更に

での謂いと思われる。 早い時期に一般的に用いられていたということをおそらく想定しない上 を予測させる」(P33)と、別に述べていることからすれば、 見られる意義の二重の切り棄ては、それだけに利用に伴う抵抗の大きさ の論では、その先後関係について明らかに述べていないが、「訓仮名に いうことを、 津之地氏の論は、訓仮名の成立に関し、音仮名より後れて発達したと 明確に指摘している点が注目されるところである。 訓仮名が 橋本氏

方で、 川端善明氏は、 以上に指摘したような橋本氏の論を継承しな

がら、

することは、 としての訓仮名を、意味への関連と音への関連の相関に立って運用 はそれは展開しなかった。それに対して、 訓仮名の原理自体は朝鮮三国での漢字使用の中にあったが、 訓仮名への定着までの時間のうちに遂げた、漢字の日 正訓字と音仮名の中間者 朝鮮で 3

### 本化の一つであった(傍点引者)。

う点である。
「問題としたいのは、その「定着」の「時期」をいつごろに認めるかといい、一定のスパンを見込むことは、橋本氏が述べたような訓仮名の成りに、一定のスパンを見込むことは、橋本氏が述べたような訓仮名の成り定着したと考えておられる。氏が述べるように、訓仮名が定着するまでと述べ、「訓仮名」はやはり段階を追って日本の文字体系のなかに、と述(印)

名」の発生条件は、少なからず整ったということになる。名」の発生条件は、少なからず整ったということになる。しかし、いま残されていたことが知られ、「訓仮名」については、その定着が推古朝まで遡れるとするならば、信あった。このことは、いま残されている金石文の文字が、基本的に訓にあった。このことは、いま残されている金石文の文字が、基本的に訓にあった。このにとは、いま残されている金石文の文字が、基本的に訓にあった。このにとは、いま残されている金石文の文字が、基本的に訓にあった。この時代には定着していた訓がかなりあったことが知られるが、れ、この時代には定着していた訓がかなりあったことが知られるが、かなくとも「字訓」に関しては、推古遺文に幾つかの字訓表記が見ら少なくとも「字訓」に関しては、推古遺文に幾つかの字訓表記が見ら

のであろう。 「呂」「ア」が宛てられており、訓仮名の成り立ちを予想させるも「呂」「田」「ア」が宛てられており、訓仮名の成り立ちを予想させるも岡田山1号墳出土円頭太刀銘)は、「ヌカ」「夕」「ベ」の音にそれぞれ、早く六世紀後半に見られる固有名詞「額田部」(島根県松江市大庭町

至費直」(欽明紀二年)とあるように「カフチ」と訓めるとすると、「中」物画像鏡〔六世紀前半か〕)の「開中」が「河内直 百済本記云、加不えるかの判断が難しい。以下に例を示すが、「開中費直」(隅田八幡宮人そもそも、固有名詞の訓字表記は、それを字訓と考えるか、仮名と考

確定できるかは、「開」の訓みとともに微妙と言わざるを得ない。が「ウチ」の訓に基づいて用いられたことになるが、これが訓によると

文」『古事記』)などの訓字表記も見られる。 「法隆寺金堂薬師仏光背銘」(推古一五〔607〕年)には、「池辺大宮 女」『古事記』)などの訓字表記も見られる。

例であろう。このケースなどは、かなり自由に、おそらくは一回的にものだとすれば、この事例は、「訓仮名」の文字資料として指摘できる。この「者田也」が、他の銘文の末尾にある「幡也」を仮名で書いた紀をもつ幡があり、「壬午年二月飽波書刀自入奉者田也」と書かれていまた、法隆寺に献納された命過幡には、「壬午年」(六八二年か)の年

興味深いものである。 訓仮名が用いられた背景が知られ、当時の文字遣いを残す資料として

紀末)の木簡に「五十戸」、森ノ内木簡(七世紀後半)に「五十戸」と「物部五十戸人」「日下五十戸人」などとある。また、飛鳥池遺跡(七世制を早くも窺わせるもので、石神遺跡木簡(七世紀半ば以降)にも、注目される。「サト」は、天武末年にはじまった行政区画である「里」戸」の表記は、所謂、熟字訓と呼ばれるものであるが、癸亥年を六六三戸」の表記は、所謂、熟字訓と呼ばれるものであるが、癸亥年を六六三戸」の表記は、所謂、熟字訓と呼ばれるものであるが、癸亥年を六六三戸」の表記は、所謂、熟字訓と呼ばれるものであるが、癸亥年を六六三戸」の木簡に「五十戸」、森ノ内木簡(七世紀後半)に「五十戸」と

ある他、また観音寺遺跡木簡にも「五十戸税」の文字が見える。

えることができる。「みやけ(屯倉)」は、「三家」と書かれており、訓仮名による用法と考歳集月三日記。佐野三家定賜建守命孫、……」の部分に用いられる、善また、「山ノ上碑文」(辛巳年・六八一年)に見られる、冒頭の「辛巳

て指摘できる。

「指摘できる。

「指摘できる。

「指摘できる。

「おいりに、「対し、 しょうな例が比較的古い訓仮名の用例としば)に、「対し、 とあるような例が比較的古い訓仮名の用例と「本世紀半ば」に、 「秦人凡也世紀第3四半世紀とされる印旛郡龍角寺文字瓦の用例、 「赤加皮真」とのほか、地名表記であるため、字訓との一線がひき難い例ではあるが、そのほか、地名表記であるため、字訓との一線がひき難い例ではあるが、

及) していったと考えられることであろう。 
なった頃からさほど遠くない時期に、普及 ( もちろんそれは地方にも波がら、少なくとも言えることは、「訓仮名」は、字訓が施されるようにれた文字資料として注目される例である。これら新出の事例を確認しなれた文字資料として注目される例である。これら新出の事例を確認しない上に掲出した文字資料について言えば、幡銘の資料は、従来、養老以上に掲出した文字資料について言えば、幡銘の資料は、従来、養老

る

宝戸籍の交用表記について、次のように述べる。して捉えられる性質のものなのだろうか。川端氏前掲論文は、美濃国大ようは、川端善明氏が、次に述べるような「仮名」の「均質化」といかし、その「普及」ということであるが、このような訓仮名の在り

無原則的に交用されている事実があげられる。(中略)もとより短殊にその戸籍帳において、訓仮名がかなり多く用いられ、音仮名と

仮名の仮名としての均質化が進んだのであろうとし得る筈であるまでであるが、逆に言えば、このような場所で徐々に、音仮名、訓な人名に過ぎず、交用に原則など不必要であったとするならばそれ

(傍点引者)。

る。 の名に対する認識の低さが起因した「均質化」なのか、ということであ とったのだろうか。問題を整理するが、これらの「均質化」は、 当初から、日常的に「意識」され、然るべき書記法として「認識」され 設定されている音仮名と訓仮名の出自の「別」というものは、そもそも 点の中で、予測的に述べられていることである。ここでア・プリオリに 点の中で、予測的に述べられていることである。ここでア・プリオリに ここで問題となるのは、交用表記が無原則にとられる前提として、 ここで問題となるのは、交用表記が無原則にとられる前提として、

的に見られがちであろう。

がいっというに一歩先にある、仮名の精度の高まった状態として、発展は、そのさらに一歩先にある、仮名の精度の高まった状態として、発展なものに仮定するとき、美濃国戸籍にあるような音訓を交用する書記体なものに仮定するとき、美濃国戸籍にあるような音訓を交用する書記体が、「正格」としての書記の然るべん名の出自を截然と書き分けることが、「正格」としての書記の然るべん名が、「正格」としての書記の然るべんがちであった。

新月本の存在を受うできたのではよ(No.)。 式 即ち、個々の書記者による、一回的な「自由」な書記の存在 、なく、それを使用できる上位層に包み隠されるかたちで存在した書記様なく、それを使用できる上位層に包み隠されるかたちで存在した書記様しかし、現実に行われていた書記法は、このような正用体ばかりでは

俗用体の存在を疑うべきものではない。

俗用として常に底辺にあったであろう書記体は、

テキストに表向きに

そが、草仮名、平仮名という音・訓の出自を問わない「かな」 現われてくる正用体とはまったく別の様式であり、なおかつその存在こ 続していくものと考えられよう。 に連

### 万葉集の仮名書き歌巻にみる音訓交用表記

ているということになる。 すなわち、それ以外の歌という歌は、すべて「音仮名」で仮名書きされ 本紀宣命に「八」二例、「 部」 五例、「 津」 一例がある。 橋本氏P8)。 |「「でも、「訓仮名」の使用は、古事記歌謡 (清寧記) の「五十」「三」 魚簀」の三例と、続日本紀歌謡の「丹」「社」の二例のみである (続日+ ス 本節では、万葉集の仮名書き歌の「訓仮名」について考えたく思う。 古事記・日本書紀・歌経標式・仏足石歌などテキストの範囲をかなり

理されるべき問題なのだろうか。「歌」というものが本来的にもつ「俗 たく思う 性」ということと前節までに述べた「俗用体」との相関をここでは考え という事態は、「万葉集」というテキストを考える上で、どのように整 かで、万葉集の仮名書き歌にだけ「訓仮名」が少なからず現われてくる 文字テキストの歌が、すべて音仮名で書かれるという統一的志向のな

「意味」を付帯するもの

君我由久道乃奈我弖乎久里多々祢也伎保呂煩散牟安米能火毛我母

相模祢乃乎美祢見所久思和須礼久流伊毛我名欲妣弖吾乎祢之奈久奈 三七二四)

三三六二

可 和我世古乎夜麻登敝夜利弖麻都之太須安思我良夜麻乃須疑乃木能末 三三六三)

母毛豆思麻安之我良乎夫祢安流吉於保美目許曽可流良米己許呂波毛

三三六七)

武蔵野尓宇良敝可多也伎麻左弖尓毛乃良奴伎美我名宇良尓低尓家里

三三七四)

利 左刀妣等能見流目波豆可之左夫流兒尓佐度波須伎美我美夜泥之理夫 (家持四一〇八)

和我勢故波多麻尓母我毛奈手尓麻伎氐見都追由可牟乎於吉氐伊加婆

乎思 多麻保許乃美知尓伊泥多知和可礼奈婆見奴日佐麻祢美孤悲思家武可 ( 家持 三九九〇)

<u>₿</u> (家持 三九九五)

左乎思鹿能布須也久草無良見要受等母兒呂我可奈門欲由可久之要思

水都等利乃多々武与曽比尓伊母能良尓毛乃伊波受伎尓弖於毛比可祢―

三五二八)

三五三〇)

都母

母

ĸ の極に「正訓」の要素が強い例をあげ (二音節のものを含む)、その いま、仮名書き歌巻から音・訓を交えた歌を幾つか採り上げた。 東歌の用例、 S Ιţ 家持の用例である。 S については、

これらの仮名書き歌の訓字表記に関し

対極と考えられる

に「訓仮名」の要素が比較的強い例をあげた。

限って交用される。一音節という形態の中で、正訓字は言わば訓仮 抜け出そうとする、それは概念語の所在を視覚的に分節するであろ 真仮名統一の中から概念語だけが (そのすべてではないにしても) 巻一四の東歌では、音仮名統一の表記の中に、一音節正訓字に

名性を与えられているとも考えられる。 先に、訓仮名が正訓字へ連 続的であるとしたのと、それは表裏するであろう (傍点引者)。

概念語だけが正訓字で表記される例は少なくない。 と、川端氏が端的に述べるように、仮名書き巻にあっても、一音節の

るのである。 残すことが、音訓交用による違和感を感じさせない要素として働いてい せているように思われる。すなわち、これらを「仮名」と考える余地を 訓字は、その「異質さ」を、一音節という「表音」機能のなかに回避さ ら、その「存在」を全うさせている。音仮名表記に交えられる一音節正 いていくという点において、「形式」としての「仮名書き」を保ちなが これらの仮名書き歌巻の一音節正訓字は、限りなく「訓仮名」に近づ

「水都」と、二音節に分けて書かれる在り方からは、 られていると考えざるを得ないだろう。 り強いものと、それらを考えることができるように思われる。「鹿」「水 は、確かに「シカ」「ミヅ」という意味への傾斜が窺えるものの、「 思鹿 訓仮名」として いま述べたようなことは、 少なくとも機能の面においては の用例において、「仮名」の要素のよ やはり一音節の 、それが用い

意味」を付帯しないもの

866) 念意緒 (3950) 3575) 為部母奈久 (892) 裳無母阿良牟遠 (897) 船人毛鹿子毛 ( 3627) 弥不根 (4045) 阿麻能見虚 ( 御宇良佐伎 ( 894) 之津乎 (4061) 水緒多要受 ( 3508)辺多天留 ( 3908) 緒可 安

4111) 利蘇野米具利 ( 4049) 安夜女具佐 ( 4089・4101・4102・4116) 等己之部 (4106) 可見能大御世( 目都良之(

> 4117) 奴 日 ( ものである。 を、橋本氏の調査結果(前掲論文P24~P25)を参考にしながら挙げた これらは、仮名書き歌巻の中で意味を捨象して用いられた「訓仮名」 4331) 和須礼加禰津流 (4346) 波名爾見牟 (4308) 和須良牟砥 (4344) 知"波"江(43 40) 良

わせる (橋本氏P4)」いことが指摘されており、このことは、 範」的な 在り方に通い合うもので、それは「うた」に限らず、仮名書き体の「規 それは、既に見たような記紀の歌謡が、徹底して音仮名のみで書かれる も、「うた」は音仮名で書かれるのが大勢であることを物語っている。 橋本氏によれば、仮名書き歌巻に見られる訓仮名は、「驚くほど少な 態度であると思われる。 いまその照準を、整理された文字が現出するテキストに合 万葉集において

あるもののその存在を顕わにすることにかわりはない。 準を合わせつつも、音訓の交用は、万葉集テキストにだけ、 しかし、ここで文字テキストとして「採録された」歌の仮名書きに水 消極的では

「一般性」なり、「普遍性」なりということを看て取ることは、さほど難 しくないように思われる。 体に現われる書記法として音訓仮名の交用が確認できるもので、そこに 方を見る限りでは、「原資料」や「個人」の別に拠らない、テキスト全 キスト全般に押しなべて見られるという事実であろう。 このような在り いずれの巻に偏ることなく、また作者も限定されることなく、 ここに指摘した音訓の交用例で重要なのは、これらが、仮名書き巻の 万葉集テ

ておられるように、仮名書き歌巻以外の例や、訓仮名かどうか判断のつ ○○近くの例が数えられるという。もちろんこの総数は、 先にも触れたように、稲岡氏の調査によれば、万葉集の音訓交用は四 稲岡氏も断っ 7

として捉えられてしまうのではないか。対的に忌避されるべきものであったと想定するには、どうにも微妙な数相当するわけではない。しかし、万葉集に四〇〇という数は、それが絶き難い例を含み、この数がそのまま橋本氏の言う「無秩序」な交用例に

現かせたものと、それを考えることができるように思われる。 現かせたものと、それを考えることができるように思われる。 現かせたものと、それを考えることができるように思われる。 現かせたものと、それを考えることができるように思われる。 現かせたものと、それを考えることができるように思われる。 のは、訓仮名という場別をすり抜けながら、万葉集の中にすがたを はないた書記法が、編纂という網をすり抜けながら、万葉集の中にすがたを はないた書記法が、編纂という網をすり抜けながら、万葉集の中にすがたを はないた書記法が、編纂という網をすり抜けながら、万葉集の中にすがたを はないま見たような音仮名中心の仮名書き歌に、訓仮名が散在する在りよ

## 四 上代木簡資料にみる難波津歌の音訓交用表記

られる音訓の交用である。まず掲げるのは、近年、相次いで発見が続く難波津の歌の和歌資料に見たが、次に、木簡などに記される仮名書き和歌の幾つかを見ておきたい。前節までに、万葉集の仮名書き歌巻に見られる音訓の交用を扱ってき

跡出土木簡概報 』 1999・3、釈文は、『木簡研究』二十一号1999・11)(『徳島県埋蔵文化センター 調査概報2集 (観音寺木簡)観音寺遺徳島市国府町観音寺遺跡木簡)(1998年出土)(七世紀後半)【木簡】

「『奈尓』 『矢己』

奈尓波ツ尓作久矢己乃波奈×

石神遺跡 (第十五次調査) 出土木簡 (2002年出土)

(「飛鳥資料館展示資料」2003・2~2003・3『木簡研究』二十六号2004・11)(出木簡に「乙丑年」天智四〔665〕年ほかの木簡あり)【木簡】

(表) 奈尓波ツ尓佐児矢己乃波奈口 ロ× [fn 曲力]

「裏) ロ 口倭マ物マ矢田マ丈マロ×

藤原京跡左京七条一坊西南坪木簡

(2001年出土) (大宝初年頃か)【木簡】

(『木簡研究』二十五号2003·11)

佐久 [ ] 離識 [ ] 本 与 」·「奈尓皮ツ尓佐久矢己乃皮奈泊由己母利伊真皮々留マ止

・「[ ] 皮皮職職職馬来田評

平城宮跡木簡 (2000年出土)(和銅六〔713〕年頃か)【木簡】

(『平城宮発掘調査出土木簡概報 (三十六)』

釈文は、『木簡研究』二十三号2001・11)

・× 矢己乃者奈夫由己 伊真者々留部止

× 伊己冊利伊真役春マ止作古矢己乃者奈(\*) ―(ミン) ―(ミン) ―

平城宮跡木簡

(奈良時代)【木簡】

(『平城宮発掘調査出土木簡概報 (十九)』

請請解謹解謹解申事解 奈尓波津尓」 釈文は、『木簡研究』九号1987・11)

・「佐久夜己乃波奈

高岡市東木津遺跡出土木簡| (1998年出土) (九世紀以降か)【木簡】

(『木簡研究』二十三号2001・11)

### はルマ止左くや古乃は

の発掘概要について述べる。 以上の諸例が、難波津の歌の音訓交用例である。 以下に、 各々の木簡

平城宮の第一次大極殿院の西北隅部、佐紀池の南の溝から出土した木簡 る(遺跡の最上層からの出土であり、考古学的年代とも矛盾しないと思 であるが、伴出木簡に、和銅六〔713〕年の年紀木簡があることから、 伴出木簡から判断して大宝初〔701~702〕年かと推定されている。 文字の草化の度合いからは、九世紀後半としておくのが穏当とされてい 遷都後まもないものと推測されている。 簡の例である。 出土した七世紀末の難波津木簡としては、非常に貴重な例と言えよう。 簡から、七世紀末(天武朝ころ)のものと推定され、地方官衙遺跡から Ιţ 近年、出土報告された斉明朝から天武朝の遺跡となる石神遺跡木 徳島市国府町観音寺遺跡から出土した木簡である。 例の少ない平安時代前半の貴重な平仮名資料である。 は、藤原宮期後半の池状遺構から出土したものであるが、 は、年代推定が難しいものの その伴出木 は

よいほどの様相を呈している。 世紀初頭の難波津歌資料において、 れているもので、その日常的、 を見て知られるように、多くの訓仮名が音仮名に交って用いら の例に共通して見られる訓仮名「矢」は、七世紀から八 かつ普遍的な在り方が注意される。 固定化して用いられていると言って なか

れるが、そこに「ツ」を「都」、「ヤ」を「夜」と書いていることが注目 の造立に関わっていた工人が、その記憶によってすさび書いたと推測さ 夜己」とあり、「夜」の音仮名が用いられている。この落書は、 は、「 法隆寺五重塔落書」 ( 和銅四〔711〕年以前 ) に、「 奈尓波都尓佐久 第二句・第五句に重ねて用いられる「さくやこのはな」の「ヤ」 五重塔 の音

ていたと推測される(少ない例ではあるが、訓仮名「矢」から、 ノハナ」の「ヤ」は、「音仮名」の「夜」の文字が、一般的に用いられ 音仮名が見られる。すなわち、奈良朝以降の難波津歌では、「サクヤコ 土土器墨書 (『平城宮出土墨書土器集成 世紀半ば)に、「奈邇波ツ尓」「[ みとれる文字が見える。その他、滋賀県宮町遺跡木簡(1999年出土、八紀) 奈尓/久 図版三五挿図18p14、『平城宮木簡』一p6)に、「 宮出土土器墨書 (弘仁年間〔810~823〕頃、『平城宮発掘調査報告』 奈」「尓」「佐」「久」「夜」「九」、 この「夜(ヤ)」は、 (夜己力)」とあって、ここにも推定であるが、「夜」と読 他の「 難波津」和歌の出土例にも見える。 の難波津木簡に、 』一三〇号、奈良時代)に、 夜古」とあるほか、 (ツカ) 尓佐/波 やはり「夜」の 平城宮出 平

ができる。 な 語っている。このような自由な文字選択の在り方は、次に指摘するよう に書かれるような在り方が、当時の書記のすがたであるということを物 これらの事実は、「ヤ」の音要素について、「矢」とも「夜」とも自由 訓仮名や字訓をも自在に交えて記す書記法のなかで再確認すること

夜」への展開を辿ることができるように思われる)。

奈尓皮ツ尓佐久矢己乃皮奈泊由己母利伊真皮々留マ山

佐久 検出できる。さらに た文字が訓仮名であるが、 した多くの訓仮名が交用されており、特に注目される。 の例では、「児」「矢」「者」「真」「部」の五文字が、「訓仮名」として 伊己冊利伊真役春マ山作古矢己乃者奈」の例では、「矢」を初めと では、「いまははるへと」の「ハル」のみが、「春」 の例では、「矢」「真」「部」の三文字が 伊真者々留 いま傍線を施し 9

、なからずここで問題としたいのは、「ソ・ヽつのち本~は、4いまその点には深く立ち入らないことにする。゙゙シッジ

が、

と考えるかといった問題も含んでいよう)。るであろう (このことは、当該難波津歌を、「習書」と考えるか、「落書」と正訓表記されているもので、その一回的な自由な文字遣いが注意され

れていた文字であることを予想させる。敢えて言えば、意識化する必要のない場所 において一般的に用いら古い時代の文字用法の上に立ちながら、文字の統一という意識以前以前の文字資料に多く見られる、「止」の古韓音は、七世紀もしくはそれまた、 の歌に見られる、「止」の古韓音は、七世紀もしくはそれ

というような文字環境で、用いられたものと考えられよう。というような文字環境で、用いられたものと考えられよう。に例がないものの、実用の場では、印旛郡龍角寺の文字瓦の地方工人のに例がないものの、実用の場では、印旛郡龍角寺の文字瓦の地方工人のに例がないものの、実用の場では、印旛郡龍角寺の文字瓦の地方工人のに別がないものの、実用の場では、印旛郡龍角寺の文字瓦の地方工人のに別がないものの、実用の場では、印旛郡龍角寺の文字瓦の地方工人のに別がないものと考える)が用いられる場所は、格式ばった公的記録的な文書においてはなく、純粋に文字を書き留め、それが「読めさえすればよい」というような文字環境で、用いられたものと考えられよう。

と推定している(音仮名であることが有力な根拠とされる)。犬飼氏がていないが、鈴木一男氏は、「闘」の草体とし、東野治之氏は、「州」かる。「つ」の字源については、さまざまな説があるもので未だに確定していないが、鈴木一男氏は、「闘」の草体とし、東野治之氏は、「州」かる。「つ」の字源については、さまざまな説があるもので未だに確定した。「ツ」の大簡に見え、これら以外の難波津歌資料にも、滋賀県宮町遺跡かような日常的な文字遣いということに関し、付言するならば、「ツ」かような日常的な文字遣いということに関し、付言するならば、「ツ」

指摘するように「津」、「川」などの字訓文字の可能性が高いと思われる

われているものと考えられるであろう。 や、「ウ」(つの古体)は、犬飼氏の少なからずここで問題としたいのは、「ツ」(つの古体)は、犬飼氏の少なからずここで問題としたいのは、「ツ」(つの古体)は、犬飼氏の少なからずここで問題としたいのは、「ツ」(つの古体)は、犬飼氏の少なからずここで問題としたいのは、「ツ」(つの古体)は、犬飼氏の少なからずここで問題としたいのは、「ツ」(つの古体)は、犬飼氏の少なからずここで問題としたいのは、「ツ」(つの古体)は、犬飼氏の少なからずここで問題としたいのは、「ツ」(つの古体)は、犬飼氏の

書きの一般的な文字資料に多く用いられる文字である。「真」は、龍角寺遺跡の文字瓦や御野国大宝戸籍に見られ、「津」は仮名「真」「部」は、他の文字資料にも比較的多く用いられる訓仮名である。「以上のとおり、難波津の歌に交用される訓仮名を見てきたが、「津」

「ことば」であり、「文字(字訓)」でもあったろう。「者」の訓仮名は、「ことば」であり、「文字(字訓)」でもあったろう。「者」の訓仮名は、「ことば」であり、「文字(字訓)」でもあったろう。「者」の訓仮名は、「っとば」であり、「文字(字訓)」でもあったろう。「者」の訓仮名は、「部」は、大化改新以前の部民制の名残として、当時、流通していたな文字として使われていたことが知られる。

訓仮名・音仮名の出自にかかわらず、「仮名」 書記者の意識としてを「文字」に表わすという行為において、それが一音節であるならば、 ここで前節までに述べてきたことを確認しておくが、そもそも「音」

少なくとも、音節が確定する文字でさえあれば、「ことば」への直接的 日常的に用いる人々にとって「文字を書く」ということは、「一音節」 ΙŔ 能を全うしているといえる。 な復元は可能であり、その時点で既に「文字」は、「文字」としての機 あって、それの出自、つまり音か訓かということは、「ことば」をまず に対応する「文字」を選ぶことが、最大限に注意を払われるべきことで 文字」に留める段階では、二の次となることがらだったのであろう。 単に「文字」 、で書くことは可能であったと思われる。 文字を

るわけではない。 おいて、何ら問題はなく、「伝達」という機能そのものが損なわれてい のはな」「いまははるへと」などと「(最低限に)読める」ということに されているかのようであろう。しかし、これらの文字列は、「さくやこ 整えられた文字に馴化した目からすれば、「無秩序」に音訓仮名が交用 "作久矢己乃波奈」 ( ඖ 伊己冊利伊真役春マ止作古矢己乃者奈」などの文字列は、一見、 矢己乃者奈夫由己 (利 伊真者々留部止」

を交じえて用いることに忌避的な意識はなかったものと思われる。 はなく、一律に「文字」として把握されていたと思われるのであり、それ おそらく、常用的な書記においては、音仮名・訓仮名という分け隔て

#### 五 上代木簡資料にみる和歌の音訓交用表記

ಠ್ಠ 次に、 難波津歌以外の和歌木簡資料に見られる音訓交用例を次に挙げ

飛鳥池遺跡出土木簡

飛鳥・

(七世紀末)【木簡】

藤原宮発掘調査出土木簡概報訂正」『飛鳥・藤原宮発掘調査

出土木簡概報 (十五)』2002・3に拠る) (『木簡研究』二十一号1999・11) (和力)

「(表)止求止佐田目手 」「(裏) 久於母閉皮.

平城宮木簡

(天平末頃)【木簡】

(一)の解説参照)(『平城宮木簡』(一)七九号、第十三次発掘短冊形 (年代推定は、『平城宮発掘調査出土木簡概報』、『平城宮木簡』

木簡、 別筆部分)

「津久余々美宇我礼

L

平城宮木簡

天平末頃)【木簡】

(『平城宮木簡』(一) 一七四号、『平城宮発掘調査出土木簡概報』

十三次発掘不定形木簡、 別筆部分)

「田延之比等等々流刀毛意夜志己々呂曽.

平城宮木簡

(『平城宮木簡』(三) 二九二七号)

木簡】

「(表) 以津波里事云津々」「(裏)人

平城宮木簡

(『平城宮木簡』(三)三〇九七号)

【木簡】

舂春日 」「善江久礼者」

正倉院文書(僧正美状、 天平寶字六 [762] 年)

【文書】

「春佐米乃 阿波礼.

の文字資料であることが知られているが、「田」「目」「手」の訓仮名が 同時に出土した木簡に丁丑 [677年] の木簡が見られ、

音仮名に混って用いられている。

字であることが指摘されている。いま挙げた 頻度の高い訓仮名は、「日」「名」「手」「見」「田」「津」「目」「屋」の文 橋本四郎氏前掲論文 (P32)によれば、「万葉集」 に用いられる使用 に「田」「目」「手」

して偶然ではないであろう。「津」などの訓仮名が見られるのも、この状況に適っているもので、決

上代文献の清濁のことに少しく触れるが、音仮名については従来より上代文献の清濁のことに少しく触れるが、音仮名については従来より上代文献の清濁が喰ひ違つても、決して矛盾と見なずには及ばないのであれた結果とは、あらゆる点で一致するとは限らない。結局のところ、な字の清濁が喰ひ違つても、決して矛盾と見なずには及ばないのであれた結果とは、あらゆる点で一致するとは限らない。結局のところ、れた結果とは、あらゆる点で一致するとは限らない。結局のところ、な字の清濁が喰ひ違つても、決して矛盾と見なずには及ばないのである(傍点引者)。

いという発言であろう。それが語形に直接反映するかという点では、慎重にならなければならなるれが語形に直接反映するかという点では、慎重にならなければならな、ここで注意されるのは、字音仮名そのものに清濁はあったであろうが、

も、それを「ことば」に復元することは不可能なことではないのである。すなわち、文字そのものから清濁がはっきりとは読みとれないとして

文字遣いであったことを証明するものと考えられる。このことはこのような文字遣いが「最低限に読まれるべき」レヴェルの

#### 六 まとめ

歌資料の音訓交用表記を順次、例を挙げて論じてきた。以上、本論では、万葉集の音訓交用表記、および、木簡に見られる和

において用いた文字であったことは論を俟たない。
主としたようなものではなく、官人および下級官人層が、実用的な場面したものである。もちろん、それらの文字用法は、「公」の「記録」を紀から八世紀の一般的な和歌の書記法として、存在していたことを指摘めて少ない 、といった提言とは異なり、音訓交用の仮名書きが七世めて少ない 、といった提言とは異なり、音訓交用の仮名書きが七世を指摘のである。もちろん、それらの文字用法は、「無秩序」な交用は極いまして、万葉集や古事記などの書記テキストから帰納されてきた提言

的な文字」のすがたが現われたものと考えられるであろう。
文用や、仮名字母に画数の少ない文字が選ばれるという現象は、「日常これらは、木簡に和歌を書く場合などに共通して見られ、音・訓仮名のい」というレヴェルの文字であったろうことを予測させるものである。い」とれらルヴェルの文字が略体字であったり、上代特殊仮名遣いの甲それは、用いられる文字が略体字であったり、上代特殊仮名遣いの甲

が意識された場合 、そのとき「うた」の「文字」は、どのように変を留める」という機能としてではなく、それを意匠するものとして文字数多くその機会はあったと考えられる。しかし、「うた」を単に「音律た」を学び習うこと、また記憶の中の「うた」を書き留めることなど、「うた」が日常的に書かれること、それはもちろん、教養として「う

革を迫られるのか。

ることのできない問題なのではなかったか。がってくる現象は、「実用・日常」の書記資料から、そもそも相対化すまな文字意匠を混じえ、彼岸の文学を取り込んだ「文字」として立ち上丁葉集の文字が日常の文字としてではなく、戯書や義訓などのさまざ

3

らないだろう。に拠るのかというような問いにも、やはり我々は正面から、答えねばなに拠るのかというような問いにも、やはり我々は正面から、答えねばな万葉集の歌々に幾つか顔を覗かせてくるのは、いったい如何ような理由しかし、このように問い返しつつも、音訓を交えて用いる書記体が、

書きの在り方とともに、今後、考えを深めていきたく思う。おいて捉えられるべき問題であると思われる。文字資料に見られる仮名仮名書き歌巻の一音節訓仮名などの現われは、そのような方向性の中に引き摺ることにならざるを得ないのではないか。さきに示した、万葉集れはおそらく無意識的にであれ、文字用法の上でも、その「日常性」をとばの日常性、生活空間に直に密着した「ことば」を操ること 、そではない、「やまとことば」を織り畳んでいく「うた」において こ

注

(『国語学』七〇号1967·9初出、『萬葉表記論』塙書房1976·11p506)
か、その点は必ずしも明瞭でない。」(「万葉集における単語の交用表記」れかが二、四音節語の場合は三対一もしくは二対二の比率になる)、それれが二、四音節語の場合は三対一もしくは二対二の比率になる)、それ交用表記という場合、一単語内において、音仮名訓仮名を交え書いていて、介見表記」について、稲岡耕二氏は、次のように指摘する。「一般に(1)「交用表記」について、稲岡耕二氏は、次のように指摘する。「一般に

- 吉川弘文館2000・5)(2)(『立教大学日本文学』六十二号1989・7初出、『日本古代の表記と文体』
- 後の上代表記」(『国語と国文学』七十七巻十一号2000・11初出)訓の交用」として、『日本古代の表記と文体』所収)、「人麻呂歌集とその交用について」(『松村明先生喜寿記念国語研究』1993・10初出、後に「音用」は、漢字仮名交り文への橋渡しの用語として用いておられる。「音訓名と文章文体」(『万葉集研究』第十七集1989・11)においても、「音訓交名と文章文体」(『万葉集研究』第十七集1989・11)においても、「音訓交名と文章文体」(『五華、
- 国語学編』1986·12 p36) )「訓仮名をめぐって」(『萬葉』三十三号1959·10初出、『橋本四郎論文集

4

- 記したものは四百近くあげうる」と述べる(p563)。 日われわれの常識的な文法の単位を主としていう)音訓の仮名の交用でた結果である。全用例を掲げた末尾に「万葉集において、一単語を(今た針をとった」(p507)と断るように、その用例数はかなり広範に拾っが、「訓仮名か否か判断の微妙なものもあり、それらもなるべく拾ってゆ(5)稲岡耕二氏「万葉集における単語の交用表記」(注1論文)に拠る。氏
- 有精堂1995・9 p272) 「日本記録のでは、「日本記録を記念である。」「日本記念では、「日本記念のでは、「日本記念を記念できます。」「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、」」「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、「日本記念のでは、日本のでは、日本記念のでは、日本記念のでは、日本記念のでは、日本の
- 字資料のなかで 」(『国文目白』四十四号2005・2)を参照されたい。(『高岡万葉歴史館紀要』十五号2005・3)、「難波津の落書 仮名書きの文おける音訓仮名の交用表記 難波津の歌などの木簡資料を中心に 」(7) 上代文字資料の音訓交用の実際例については、拙稿「上代文字資料に

『萬葉』 | 三五号1990・3)。 しかなかったであろう。」(「かなで書くまで 書かれた歌はどうされるか 正用体を含みうるのが通用体のありかただったからであろう。俗用体で に、正用体で書かれた歌も含まれているかもしれない。だが、それは、 通用体を選んでいると言うべきであるように思われるのである。 萬葉集 か選択できなかったように思われる。萬葉集も、その意味で、積極的に うとしたとき、それをどの用字層のものにするかは、ただ一とおりにし 用体へと移りゆくことが可能ではあったろう。しかし、人が何かを書こ 難があるとはいえ、知識を得るにつれ俗用体から通用体へ、さらには正 字音のこと、とか を理解する必要があるという点でそれなりの困 それは、排除されるか、書きなおされる かなとかな文の成立以前

- 橋本四郎氏「訓仮名をめぐって」(p23)
- 10 津之地直一氏「万葉集に於ける訓仮名」(『萬葉集の国語学的研究』
- 11 想社1975.7) 川端善明氏「万葉仮名の成立と展相」(『日本古代文化の探求 文字』社会思
- (12) 川端善明氏(注11)論文 p132、小林芳規氏「表記の展開と文体の想像」 (『日本の古代 ことばと文字』中央公論社 1988・3)
- 13 果から 」(『国語と国文学』七十八巻十一号2001・11) は、持統朝以降で あると指摘する。 金沢英之氏「天寿国繍帳銘の成立年代について 儀鳳暦による計算結
- (4) 参考までに、東野治之氏『長屋王家木簡の研究』( 塙書房1996·11 p124 ) の釈文と訓読を挙げる。
- 刀自小論」『国立歴史民俗博物館研究報告』六十六集 1996)。 央公論社1988・3)。「五十戸婦」は「サトトジ」と訓むか (平川南氏「里 、小林芳規氏「表記展開と文体の創造」『日本の古代(ことばと文字』中 癸亥年、山部五十戸の婦、命過ぎにし為、願ひて造れる幡なり。壬午年二月、飽波書刀會の入れ奉る者田(幡)なり。 2は、「山部の五十戸婦の為に命過のとき願ひて」と訓む説あり
- (15) 狩野久氏「法隆寺幡の年代について」(『伊珂留我』 1984:10) は、 の墨書幡銘に加え、「辛酉年三月朔六日山部殿如在形見為願幡進三宝内 (辛酉年三月朔六日、 山部殿在りし形の如く見む為、 願へる幡。三宝の内 2

『徳島県埋蔵文化財センター調査概報二観音寺木簡』1999・3に拠る。 隆寺幡銘管見」(『東アジアと日本』宗教・文学編、吉川弘文館1987・12)。 年」の幡銘は、「形見と為て願える幡」と読む説あり(新川登亀男氏「法 紀年を記す七世紀代の木簡は、次々と出土してしているもので、従うべ 癸亥年(六六三年)・辛酉年(六六一年)・己未年(六五九年)とした。いま ものとされていた説を覆して、その成立年を六十年遡らせて、それぞれ、 に進む。)」の幡銘ほか一点を加えた三点について、それまで養老年間の 六六三年とするものの、辛酉年は七二一年とする (p124)。なお、「辛酉 き見解であると思われる。但し、東野論文(注4)は、癸亥年は七二三年か、 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報 (十三)』)

- 17 り、意義との関係の差を捨象できる限り、これは仮名としての平等さ、 味での、よむための工夫であった。(傍点ママ)」 に音仮名と訓仮名が区別なく同居しているようなそれを、すでにここに 或いは表音することの平等さを意味するであろう。例えば草仮名の字母 仮名か訓仮名かという、仮名としての出自を問題にしなければ イメージしておいてもよい。そして以上のことは、もっとも基本的な意 川端氏は、交用表記について次のようにも言う (注11論文 p151)。「音 つま
- (18) (注8) 奥村論を参照のこと。
- (19) 東野治之氏「出土資料からみた漢文の受容 漢文学展開背景 」(『国 文学』四十四巻十一号) は、「作」の文字は「佐」の可能性も残るとする。
- 20 )「役」は、「彼」「波」の可能性があるという (舘野和己氏「日本古代木 ジアの文字環境 」 2003・1の講演に拠る)。 簡の特徴と表記」、於奈良女子大シンポジウム「古代日本語を読む 東ア
- (21) 川崎晃氏「気多大神宮寺木簡と難波津歌木簡について る。同氏「『越』木簡覚書 飛鳥池遺跡出土木簡と東木津遺跡出土木簡 」 遺跡出土木簡補論 」『高岡市万葉歴史館紀要』十二号2002・3に紹介があ 高岡市万葉歴史館紀要』十一号2001・3)も参照のこと。 高岡市東木津
- 22 研究』塙書房1983·3 p170、図版あり) 東野治之氏「平城京出土資料よりみた難波津の歌」(『日本古代木簡の
- (24)「皮」の字音表記については、犬飼隆氏「万葉仮名「皮」をめぐって 23 難波津歌における、習書か、落書かといった問題は、 拙稿 (注7)論

29

- (25)「つ」の字源については、犬飼隆氏「万葉仮名に内含されていた片仮 歌木簡 (『上代文字言語の研究』笠間書院1992・2)、鈴木一男氏「『つ・ツ』の字 成り立ちを考える上で興味深い。 お「難波津」の「津」には意味への配慮が考えられることも、 かとなったいま、それを根拠に否定し去ることはできないであろう。な あったことによるが、このような音と訓が交用されることの実態が明ら 諸氏が否定し「州」「 闘」 などを字源として考えたのは、それが訓仮名で 名「津」の可能性が高いように思われる。そもそも「津」「川」の文字を に見られる音訓交用に、訓仮名「津」が多いことなどから、「つ」は訓仮 代の漢字とことば』明治書院1988・7)に詳しい。上掲の「難波津」の和 攷』桜楓社1979・4に所収)、東野治之氏「金石文・木簡」(『漢字講座5古 源をめぐる問題について」(『甲南大学文学論集』三十九号、『初期点本論 名・平仮名への連続面」「万葉仮名の字体と使用場面の相関)ツの字源 」 多くの出土文字資料の事例が中央・地方を通じて指摘されている。 に「津」と書かれたものがあること、上代文字資料の仮名書き 訓仮名の
- があり、その場合は清濁の書きわけも厳密でない。」と述べている。について、「難波津の歌が地方にも普及していた証として意義深い。また、「1999・5)も同様「訓仮名「矢」の使用も、日常・ふだんの性格がある。 また犬飼隆氏「観ルでの表記意識をうかがうことができる。」と述べる。また犬飼隆氏「観ルでの表記意識をうかがうことができる。」と述べる。また犬飼隆氏「観ルでの表記意識をうかがうことができる。」と述べる。また犬飼隆氏「観ルでの表記意識をうかがあり、その場合は清濁の書きわけも厳密でない。」と述べている。
- (27) 大野晋氏『上代仮名遣の研究』(岩波書店1953)ほか。
- (28) 西宮一民氏「上代語の清濁 借訓文字を中心として 」(『萬葉』三十

- 編』1986・12)など。の清濁を中心に、」(『萬葉』三〇号1959・1初出、『橋本四郎論文集国語学おうふう1995・10所収)。橋本四郎氏「『ことば』と『字音仮名』 上代語三十六号1960・7初出、「借訓仮名による清濁表記」『萬葉集訓法の研究』六号1960・7初出)、鶴久氏「万葉集における借訓仮名の清濁表記」(『萬葉』
- ることを指摘する。 (『上代文字言語の研究』笠間書院1992・2p40) は、「たとえば七二一年成立の下総戸籍は七二〇年成立の日本書紀よりも清濁の書きわけがゆるいだでも書きわけの程度に相違があり、というように、同時期の文献のあいだでも書きわけの程度に相違があり、というように、同時期の文献のあいだでも書きわけの程度に相違があり、というように、同時期の文献のあいだでも書きわけの程度に相違があり、というように、同時期の研究』笠間書院1992・2p40) は、「たとえば七二一年成立の日本書紀よりも清濁の書きわけがゆるい、大飼隆氏「万葉仮名に内含されていた片仮名・平仮名への連続面」
- こうらになって、「はなりなっしょう」では、「はない」では、これである。 正確な「ことば」に対しての近似値的な「文字」が汎用していたである3) 濁音と清音の混乱が見られることについて、体系未確立な状態では、

号1959・1) 号1959・1) 号1959・1) 号1959・1)